

別表3 農業近代化資金利子補給承認審査基準

1. 共通事項

(1) 借入申込時期

事業実施時期に見合った適切な時期に借入申込みが行われていること。

(2) 法的要件等に対する適合性

ア 本要領第5条に規定する貸付対象者の範囲内の者であること。

イ 資金の用途は、本要領第7条に規定する資金用途の範囲のものであること。

ウ 貸付金額、償還期間及び据置期間は、本要領第26条及び第30条に規定する貸付限度額等の範囲内のものであること。

エ 借入希望者が次のいずれかに該当しないこと。

① 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

② 自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

③ 暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

④ 正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

⑤ 暴力団員と交際していると認められるとき。

⑥ 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

(3) 事業内容及び事業費

ア 事業内容が農業経営の近代化を図るものであること。

イ 造成施設等の種類が借入希望者の全体の生産計画、経営計画等に適合したものであり、かつ、その規模が過大なものとなっていないこと。

ウ 事業費が地域の実情に適合した適正な額となっていること。

エ 本資金が旧債務の償還に充当されないものであること。

(4) 資金計画

ア 本資金の借入れ以外に、預貯金等の自己資金や補助事業等により資金を調達する場合は、その調達が確実であると認められるものであること。

イ 償還については、本資金以外の借入金も含めた全体の借入金について検討し、計画的に償還が可能であると認められるものであること。

ウ 償還期間は、貸付対象施設の性質、規模、耐用年数及び借入希望者の償還能力からみて、妥当な期間と認められるものであること。

2. 資金種類別基準（特記事項がある資金のみ）

(1) 建構築物等造成資金（1号資金）

ア 建構築物資金

- ① 経営規模及び利用目的に適合した導入を行うものとし、確実に規模拡大すると認められるものについては、拡大後の規模に適合した導入も可能とする。
- ② 施設の建設等に必要敷地の取得については、当該施設に必要な最小限のものであること。
- ③ 導入する施設が本来の機能を発揮するために不可欠な附帯施設も本資金の対象とする。（例：電気施設、給排水施設、上下水道等）
- ④ 畜産関係施設については、家畜排せつ物処理法等の関係法令を遵守し、公害防止に配慮されていること。
- ⑤ 中古施設の取得も本資金の対象とするが、残存耐用年数等を勘案の上、農業経営の近代化につながるかどうかを検討すること。
- ⑥ 本資金の対象施設と対象外施設を併設する場合においては、借入希望者の経営等の実情から、それが合理的かつ有効的であると認められるときは、対象施設部分に要する経費に限り本資金に係る事業費として取り扱うことができるものとする。

イ 農機具等取得資金

農業機械の導入に当たっては、借入希望者の農業経営や土地条件等地域の農業構造の実情を勘案しつつ、経営全体での利用の効率性を総合的に検討し、借入希望者の農業経営の改善に資するものであるかどうかを踏まえて判断するものとする。（農業機械の導入に伴う利用効率性について、経営規模面積のみに着目することなく経営全体からみて総合的に判断すること。）

(2) 果樹等植栽育成資金（2号資金）

ア 植栽費の範囲は、果樹等その他の永年性植物の定植、樹園地整備（地ごしらえ、石垣積、土波打、深耕、抜根等）及び樹苗養成に要する経費（苗木代、雇用労働、肥料代等の直接的現金経費）とする。

イ 育成費の範囲は、果樹等その他の永年性植物の養成期間中の肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

ウ 育成費の借入申込額については、全育成期間を通ずる所要経費の額とし、貸付けに当たっては、単年度ごとの必要経費の額を単位として貸し付けるものとする。この場合における県の利子補給承認は、借入申込みに応じ、全育成期間を通ずる貸付額について一括して行うものとする。

なお、必要な育成期間、育成経費等については、実情に応じ適正に判断すること。

(3) 家畜購入育成資金（3号資金）

ア 育成資金の貸付方法等については、(2)のウと同様とする。

イ 育成費の範囲は、家畜の育成期間中の飼料代、衛生費、種付料、雇用労賃等の直接的現金経費とする。

(4) 小土地改良資金（4号資金）

ア 本資金の範囲は、障害物除去、起土、整地、客土、床締め、土壌改良、暗きょ排水、区画整理、畦畔改良、用排水路（畑地かんがい用の固定施設を含む。）、開畑、牧道、牧草播種、耕地防風林の造成等に要する経費とする。

なお、これらの事業のために必要な未墾地の購入費は、当該事業と関連するものは、事業費に含めることができるものとする。（この場合、未墾地の購入費が当該事業の大部分を占めるときは、融資対象外として取り扱う。）

イ 新規開田及び休耕田の復元に係る事業については、本資金の融資対象としないこととする。

(5) 農村環境整備資金（6号資金）

本資金の対象となる附帯施設の範囲及び施設の取得費の取扱いは、(1)のアの構築建築物資金と同様とする。

(6) 大臣特認資金（7号資金）

ア 農村における給排水施設の改良、造成又は取得に要する資金（農村給排水施設資金）

農業集落排水施設整備事業等との整合性に配慮するものとする。

イ 農業者が居住する住宅の改良、造成又は取得に要する資金（特定の農家住宅資金）

① 第7条の(1)のカの(イ)の①の○ウの知事が特に必要と認める場合とは、歴史的、社会的理由により、生活環境の安定向上が阻害されている農業地域で、農業後継者の確保及び農業経営の改善に必要なかつ欠くことのできないものであるときとする。

② 第7条の(1)のカの(イ)の①の○エの知事が特に必要と認める場合とは、次のいずれかに該当する場合とする。

(ア) 経営移譲に伴って経営の基盤を充実させる上で必要な場合

(イ) 新たな作目を基幹として経営の改善を図ることに伴って必要な場合

(ウ) 集落排水事業が行われ、又は今後行われることが確実な地域において農業生産環境の改善が効率的に図られる場合

(エ) その他知事が特に必要と認める場合